

戸籍等個人情報不正取得の防止に関する要望書への回答について

1 一連の戸籍等個人情報大量不正取得事件についての見解を示されたい。

(回答)

個人情報の不正取得については、個人情報保護の観点からはあってはならないものと考えており、各市町村における本人確認の更なる徹底など、不正取得の防止に向けた対策を図っていく必要があると考えます。

2 戸籍や住民票等の不正請求と不正取得の防止・抑止のための「本人通知制度」の導入を市町村に呼びかけられたい。

(回答)

本人通知制度の導入にあたっては、市町村の人的及び財政的負担を伴うことや住民基本台帳法に規定されている制度ではないという課題はありますが、一方で、不正取得を事前に防ぐための有効な手段の一つであると考えます。

全国的には積極的に取り組んでいる団体もありますので、そうした先進事例を研究し、必要に応じて情報の提供に努め、各市町村の取組の判断材料となるよう、助言していきたいと考えます。

3 「不正に取得された戸籍・住民票に関する被害者への「本人告知」」に関し自治体が根拠としている要綱等で問題があった場合、法的に対抗できるのかなどの不安が一部の市町村で出されている。市町村のリスクに対し高知県としての考え方を示されたい。

(回答)

不正取得の被害者への本人告知については、告知をきっかけとして、本人等から市町村に対し、賠償請求がなされる恐れがあることは否定できませんが、本人への告知は、個人情報保護の観点からも重要であると考えます。

4 戸籍・住民票の不正取得の防止は国の責務であることをふまえ、政府、与野党への法改正にむけた要望をおこなわれたい。

(回答)

住民票の写し等の不正取得の防止は、全国的な課題であり、国において、統一的な取扱いが示されることが望ましいと考えますが、本人通知制度については、先述のとおり各市町村の人的及び財政的負担が生じるなどの課題があることから、国への要請については、県内市町村の意見等を踏まえ検討していきたいと考えます。